

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和七年七月三日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙分会長 林 耕 治

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和七年七月十八日 午前十時三十分